

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 17 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

市町村が行う国民健康保険の高額療養費の支給申請手続きの  
簡素化に伴う国民健康保険法施行規則の改正内容に関する Q & A の送付について

国民健康保険の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

市町村が行う国民健康保険の高額療養費の支給申請手続きの簡素化については、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（令和 3 年 3 月 17 日付け保発 0317 第 1 号厚生労働省保険局長通知）でお示ししたとおり、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 49 号）が本日公布・施行されたところですが、簡素化の実施の検討に際しての参考となるよう別添のとおり Q & A をまとめましたので、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、国民健康保険組合については、国民健康保険法施行規則第 18 条第 1 号に基づき、保険給付に関する事項として規約に定めることで申請手続を簡素化することが可能である旨申し添えます。

問1 高額療養費支給申請の簡素化に向けての検討を行う際、どのような点に気をつければ良いか。

(答)

今回の改正により、後期高齢者医療制度と同様に、実質的な申請は初回時のみで足りるようにすることも可能となる。これにより、市町村に月毎に申請するという被保険者の負担の軽減や、月毎に申請書を受け付け、申請書の記載等を確認するという市町村の事務負担の軽減に資すると考えられるが、その一方で、

- ① 滞納者との接触の機会が失われること
- ② レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること
- ③ 世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること
- ④ 高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できる機会を失うこと

等のデメリットがあるため、このような両面を踏まえた上で簡素化の実施の可否をご検討いただきたい。

問2 「別段の定め」は規則ではなく条例で定める必要があるのか。

(答)

「別段の定め」の手法については、条例に限定することを予定しているものではない。条例によらない場合は、規則や要綱等で定めることが考えられる。

(参考)

制度改正を行う際の迅速な対応は難しくなるが、簡素化の実施にはデメリットも考えられるため、より慎重に検討する観点から、議会に諮り条例で定めることも可能である。条例で定める場合、例えば次のように規定し、申請書の記載内容を工夫する等により後期高齢者医療制度と同様に、実質的な申請は初回のみで足りるようにすることが考えられる。

規定(例)

(高額療養費の支給申請)

第 条 被保険者の属する世帯の世帯主は、国民健康保険法施行規則第二十七条の十六及び第二十七条の十七の二の規定にかかわらず、国民健康保険法第五十七条の二の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を市(区、町、村)長(管理者)に提出しなければならない。

- 一 被保険者記号・番号
- 二 個人番号

問3 一部の市町村において申請が簡素化され、その他の市町村では簡素化がされない場合、市町村間転居に伴い市町村の窓口でトラブルとなる可能性があるのではないか。

(答)

給付主体である市町村の判断で簡素化を行うことが可能となることにより、同一都道府県内であっても、市町村ごとに取扱いが異なる可能性はあるものと考えている。このような課題に対応するためには、申請の簡素化についても、都道府県及び市町村が連携会議において議論を行い、都道府県内での事務の標準化を図っていただくことが考えられる。